

農薬散布には 細心の注意を！

本庁経済課 電話 0994-22-3034
支所経済課 電話 0994-25-2511

農薬散布については、これまでも農薬取締法に基づき、病院、学校などの公共施設や住宅地、隣接する畑などに農薬の飛散がないよう努めてきたところですが、平成18年5月29日に施行されます食品衛生法上の「ポジティブリスト制」の導入に伴い、今後、より徹底した農薬の飛散防止が求められますので、これまで以上の注意をお願いします。

ポジティブリスト制ってなに？

農薬については、人が一生涯毎日接種しても危害を及ぼさない量をもとに、残留基準が定められています。残留基準が定められていますが、これまでは、すべての食品・農薬で設定されてはいませんでした。

ポジティブリスト制は、食品衛生法で「食品の安全の確保のための基準を充実させ、もって国民の健康の保護を図る」ことを目的に残留基準をすべての食品・農薬などについて定め、その基準を超過した食品の販売などを原則禁止する制度のことです。

飛散したらどうなるの？

農薬散布は、いうまでもなく農薬のラベルにある適用作物や使用回数などの使用基準を守る必要がありますが、隣接した畑に他の作物が栽培されている場合もあり、飛散により目的以外の作物に農薬が残留する可能性があります。

しかも、農薬が飛散した農作物が出荷された消費地において、農薬残留分析が行われ、残留基準を超過した場合には、回収、廃棄、返品などが法的に指示され、違反品の流通を防止する措置がとられます。

何に注意すればいいの？

農薬の飛散を防止するためには、次のことなどを実施することが重要となります。

- 風向きや風力、周辺作物の種類、収穫時期、農薬の種類などに注意し、飛散しない条件で散布を実施する。
- ノズル、風力、散布圧などを十分調整して飛散のない状態で散布する。
- 葉液タンクやホース内の洗浄を行い、農薬残液の影響がないようにする。
- 隣接作物の栽培者などに「いつ、どのような農薬を散布する」などを予告・相談するなど、十分連携を図る。
- 隣接ほ場との境界空間を十分に確保し、網目の細かいネットやソルゴーなどで周辺を囲む。
- 粉剤や液剤、水和剤、乳剤などから、登録のある飛散しにくい粒剤などに変更する。
- 農薬以外の光反射シート、黄色蛍光灯の利用や残留基準の設定がない天敵、フェロモン、BT剤などの防除対策で代替する。

観光施設が営業開始！

本庁企画課 電話 0994-22-3032
支所地域振興課 電話 0994-25-2511

4月上旬から町内の観光施設が続々と営業を開始します。町内外の皆様のご利用をお待ちしております。

奥花瀬ニジマス釣場

- 営業期間
4月1日から11月3日
- 料金 竿、餌(釣った魚1kg)込み2,000円
- 問い合わせ先
奥花瀬ニジマス釣場
☎ 0994-25-3376



大滝の茶屋

- 営業期間
4月1日から10月31日
- 営業時間 11時から14時
- 定休日 毎週月曜日
- 問い合わせ先
大滝の茶屋
☎ 0994-22-2120



瀬々來樹館

- 営業期間
4月28日から9月30日
- 営業時間 11時から16時
(夜は要予約)
- 問い合わせ先
瀬々來樹館
☎ 0994-25-3883

